

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	税等の収納管理に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福生市は、税等の収納管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

福生市長

## 公表日

令和6年6月28日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	税等の収納管理に関する事務
②事務の概要	地方税法等の規定に基づき、市税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納に関する事務を行う。  特定個人情報ファイルは、次の事務について取り扱う。 ◎市税等(市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、延滞金をいう。)の収納状況照会、督促状・催告状発行、口座振替、還付・充当等の収納管理事務 情報提供ネットワークシステムによる情報連携は、次の内容について取り扱う。 ◎市税等還付における公的給付支給等口座登録簿関係情報
③システムの名称	収納管理システム・団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
収納管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の24、44、85及び100の項並びに別表省令第16条、第24条、第46条及び第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「命令」という。)第2条の表(以下「第2条の表」という。)  ○第2条の表の48の項、命令第50条 ○第2条の表の69の項、命令第71条 ○第2条の表の117の項、命令第119条 ○第2条の表の132の項、命令第134条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部収納課
②所属長の役職名	収納課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福生市役所 市民部収納課 東京都福生市本町5番地 電話042-551-1511(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福生市役所 市民部収納課 東京都福生市本町5番地 電話042-551-1511(代表)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。					
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)					
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か		[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か		[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託					
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)					
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続					
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		[ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供) <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か		[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査					
実施の有無		[ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [ ○ ] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発		[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月1日	4—②法令上の根拠の項	番号法第19条第7号 別表第二の27の項、別表第二省令第20条 別表第二の42の項、別表第二省令第25条 別表第二の82の項 別表第二の94の項、別表第二省令第47条	番号法第19条第7号 別表第二の27の項、別表第二省令第20条 別表第二の42の項、別表第二省令第25条 別表第二の80の項、別表第二省令第43条 別表第二の94の項、別表第二省令第47条	事後	形式的な変更のため、重要な変更に該当しない。
平成28年12月1日	5—②システムの名称の項	収納課長 斎藤 功	収納課長 内藤 毅誠	事後	形式的な変更のため、重要な変更に該当しない。
平成29年12月1日	5—②所属長	収納課長 内藤 毅誠	収納課長 矢ヶ崎 冬木	事後	形式的な変更のため、重要な変更に該当しない。
令和1年6月24日	IVリスク対策	該当なし	様式改正に伴い記載	事前	
令和3年6月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
令和4年6月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の27の項、別表第二省令第20条 別表第二の42の項、別表第二省令第25条 別表第二の80の項、別表第二省令第43条 別表第二の94の項、別表第二省令第47条	番号法第19条第8号 別表第二の27の項、別表第二省令第20条 別表第二の42の項、別表第二省令第25条 別表第二の82の項、別表第二省令第43条2の2 別表第二の94の項、別表第二省令第47条	事後	形式的な変更のため、重要な変更に該当しない。
令和5年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	特定個人情報ファイルは、次の事務について取り扱う。 ◎市税等(市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、延滞金をいう。)の収納状況照会、督促状・催告状発行、口座振替、還付・充当等の収納管理事務 情報提供ネットワークシステムによる情報連携は、次の内容について取り扱う。 ◎市税等還付における公的給付支給等口座登録簿関係情報	特定個人情報ファイルは、次の事務について取り扱う。 ◎市税等(市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、延滞金をいう。)の収納状況照会、督促状・催告状発行、口座振替、還付・充当等の収納管理事務 情報提供ネットワークシステムによる情報連携は、次の内容について取り扱う。 ◎市税等還付における公的給付支給等口座登録簿関係情報	事後	記載のあった事務内容詳細の明確化であり、重要な変更に該当しない。
令和6年6月28日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の16の項、別表第一省令第16条、別表第一の30の項、別表第一省令第24条、別表第一の59の項、別表第一省令第46条、別表第一の68の項、別表第一省令第50条	番号法第9条第1項 別表の24、44、85及び100の項並びに別表省令第16条、第24条、第46条及び第50条	事後	
令和6年6月28日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の27の項、別表第二省令第20条 別表第二の42の項、別表第二省令第25条 別表第二の82の項、別表第二省令第43条2の2 別表第二の94の項、別表第二省令第47条	番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「命令」という。)第2条の表(以下「第2条の表」という。) ○第2条の表の48の項、命令第50条 ○第2条の表の69の項、命令第71条 ○第2条の表の117の項、命令第119条 ○第2条の表の132の項、命令第134条	事後	
令和6年6月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	
令和6年6月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	